

記入例(付表1)

様式第1 (第3条関係)

事業計画概要書

令和4年8月1日

東郷町長

殿

個人名又は法人名を記入してください。(法人の場合は、代表者名も記入してください。)

住所 愛知県東郷町大字春木字羽根穴1番地

氏名 (株)トーゴーもっこくホーム

代表取締役 東郷あやめ

電話 0561-38-3111

押印不要

東郷町開発行為及び土地利用の調整に関する条例第7条の規定に基づき、次のとおり提出します。

1 事業計画に含まれる地域の名称	愛知県東郷町大字春木字羽根穴100番地の一部、101番地の一部、103番地の一部
2 事業区域の面積	1,106.11 m ²
3 予定建築物等の用途	戸建住宅(宅地分譲5区画) ← 戸数も記入してください。
4 工事施行者住所氏名	愛知県東郷町大字春木字羽根穴1番地 (株)トーゴーもっこくホーム 代表取締役 東郷あやめ ← 住所も記入してください。
5 工事着手予定年月日	令和4年12月1日
6 工事完了予定年月日	令和5年3月31日
7 その他必要な事項	

代理人連絡先

氏名: (株)トーゴーもっこくホーム
東郷あやめ

連絡先

(電話番号): 0561-38-3111

(メールアドレス): togo@xxx.xxx.co.jp

(FAX): 0561-38-3111

事業計画概要書（付表1：宅地開発）

(1) 区画数	5 区画
(2) 1区画当たりの敷地面積	最高 255.22 m ² から最低 166.11 m ²
(3) 新設道路	幅員 6.0 m、延長30.0 m 幅員 - m、延長 - m 合計面積 200.0 m ²
(4) 交通安全施設	防護柵 1 か所 道路照明施設 1 か所 視線誘導標 1 か所 道路反射鏡 1 か所 区画線 1 か所
(5) 緑化	公園 - m ² (内訳 - m ² 、 - m ²) 緑地 - m ² (内訳 - m ² 、 - m ²) 合計面積 - m ² (事業区域に対する割合 - %)
(6) 下水道計画	管径 - mm、延長 - m 管径 - mm、延長 - m
(7) ごみ集積施設	3.18 m ² 合計面積 3.18 m ²
(8) 消防水利	防火水槽 - か所 消火栓 - か所
(9) 排水施設 ((3)付帯施設以外)	構造 - 延長 - m
(10) 防犯灯	1 か所

基準値：160 m²
特例地：130 m²
(全区画の2割)

戸建住宅の場合、緑化不要。
(東郷セントラル地区の場合
別途基準あり)

新設道路に下水道管
を設置する場合に記
入してください。

5戸以上
で必要。

付替えの水路がある
場合などに記入して
ください。

事業区域の面積が
3,000 m²以上の場合
などで必要。

記入例(付表2)

様式第1 (第3条関係)

事業計画概要書

令和4年8月1日

東郷町長

殿

個人名又は法人名を記入してください。(法人の場合は、代表者名も記入してください。)

住所

愛知県東郷町大字春木字羽根穴1番地

氏名

(株)トーゴーもっこくホーム

代表取締役 東郷あやめ

電話

0561-38-3111

押印不要

東郷町開発行為及び土地利用の調整に関する条例第7条の規定に基づき、次のとおり提出します。

1 事業計画に含まれる地域の名称	愛知県東郷町大字春木字羽根穴100番地の一部、101番地の一部、103番地の一部
2 事業区域の面積	513.50 m ²
3 予定建築物等の用途	集合住宅(6戸)
4 工事施行者住所氏名	愛知県東郷町大字春木字羽根穴1番地 (株)トーゴーもっこくホーム 代表取締役 東郷あやめ
5 工事着手予定年月日	令和4年12月1日
6 工事完了予定年月日	令和5年3月31日
7 その他必要な事項	

代理人連絡先

氏名： (株)トーゴーもっこくホーム
東郷あやめ

連絡先

(電話番号)： 0561-38-3111

(メールアドレス)： togo@xxx.xxx.co.jp

(FAX)： 0561-38-3111

事業計画概要書（付表2：集合住宅等）

(1) 戸数	6 戸
(2) 工事種別	新築 増築 改築
(3) 構造	木造 R C造 S造
(4) 階数	地上 2 階、地下 - 階
(5) 建築面積	212.12 m ²
(6) 延べ面積	434.34 m ²
(7) 最高高さ	7.77 m
(8) 緑化	公園 - m ² (内訳 - m ² 、 - m ²) 緑地 23.1 m ² (内訳 - m ² 、 - m ²) 合計面積 23.1 m ² (事業区域に対する割合 4.5 %)
(9) 下水道計画	管径 100 mm、延長 20 m 管径 - mm、延長 - m
(10) ごみ集積施設	3.18 m ² 合計面積 3.18 m ²
(11) 消防水利	防火水槽 - か所 消火栓 - か所
(12) 消防活動用空地等	空地 幅 - m、長さ - m
(13) 駐車場	6 台 間口 最高 2.5 mから 最低 2.5 m 奥行き 最高 5.0 mから 最低 5.0 m
(14) 集会室	- m ²

10mを超える場合は、
電波障害調査が必要。

事業区域の3%以上が必要。
(東郷セントラル地区の場合
別途基準あり)

5戸以上
で必要。

1戸に対して
1台必要。

ハーマニカ型の場合は、
奥行5.5m以上が必要。

記入例(付表3)

様式第1 (第3条関係)

事業計画概要書

令和4年8月1日

東郷町長

殿

個人名又は法人名を記入してください。(法人の場合は、代表者名も記入してください。)

住所

愛知県東郷町大字春木字羽根穴1番地

氏名

(株)トーゴーもっこくホーム

代表取締役 東郷あやめ

電話

0561-38-3111

押印不要

東郷町開発行為及び土地利用の調整に関する条例第7条の規定に基づき、次のとおり提出します。

1 事業計画に含まれる地域の名称	愛知県東郷町大字春木字羽根穴100番地の一部、101番地の一部、103番地の一部
2 事業区域の面積	610.00 m ²
3 予定建築物等の用途	店舗(薬局)
4 工事施行者住所氏名	愛知県東郷町大字春木字羽根穴1番地 (株)トーゴーもっこくホーム 代表取締役 東郷あやめ
5 工事着手予定年月日	令和4年12月1日
6 工事完了予定年月日	令和5年1月31日
7 その他必要な事項	

住所も記入してください。

代理人連絡先

氏名： (株)トーゴーもっこくホーム 東郷あやめ

連絡先

(電話番号)： 0561-38-3111

(メールアドレス)： togo@xxx.xxx.co.jp

(FAX)： 0561-38-3111

事業計画概要書（付表3：特定用途建築物）

(1) 工事種別	新築 増築 改築
(2) 構造	木造 RC造 S造
(3) 階数	地上 2階、地下 1階
(4) 建築面積	250.50 m ²
(5) 延べ面積	513.50 m ²
(6) 最高高さ	8.8 m
(7) 緑化	公園 0 m ² (内訳 0 m ² 、0 m ²) 緑地 24.40 m ² (内訳 0 m ² 、0 m ²) 合計面積 24.40 m ² (事業区域に対する割合 4.0%)
(8) 下水道計画	管径 100 mm、延長 20 m 管径 0 mm、延長 0 m
(9) ごみ集積施設	0 m ² 合計面積 0 m ²
(10) 消防水利	防火水槽 0 か所 消火栓 0 か所
(11) 消防活動用空地等	空地 幅 0 m、長さ 0 m
(12) 駐車場	6 台 間口 最高 2.5 mから 最低 2.5 m 奥行き 最高 5.0 mから 最低 5.0 m

10mを超える場合は、
電波障害調査が必要。

事業区域の3%以上が必
要。(東郷セントラル地区の
場合別途基準あり)

区域面積：3,000 m²以上
階数：5階以上
延面積：6,000 m²以上
の場合に必要。

階数：4階以上
の場合に必要。

事業内容から適切な台数を確保してください。
駐車マスの合計面積が500 m²以上の場合、
駐車場法の技術的基準に適合する必要あり。

記入例(付表4)

様式第1 (第3条関係)

事業計画概要書

令和4年8月1日

東郷町長

殿

個人名又は法人名を記入してください。(法人の場合は、代表者名も記入してください。)

住所

愛知県東郷町大字春木字羽根穴1番地

氏名

(株)トーゴーもっこくホーム

代表取締役 東郷あやめ

電話

0561-38-3111

押印不要

東郷町開発行為及び土地利用の調整に関する条例第7条の規定に基づき、次のとおり提出します。

1 事業計画に含まれる地域の名称	愛知県東郷町大字春木字羽根穴100番地の一部、101番地の一部、103番地の一部
2 事業区域の面積	510.50 m ²
3 予定建築物等の用途	駐車場
4 工事施行者住所氏名	愛知県東郷町大字春木字羽根穴1番地 (株)トーゴーもっこくホーム 代表取締役 東郷あやめ
5 工事着手予定年月日	令和4年12月1日
6 工事完了予定年月日	令和5年1月31日
7 その他必要な事項	

代理人連絡先

氏名： (株)トーゴーもっこくホーム 東郷あやめ

連絡先

(電話番号)： 0561-38-3111

(メールアドレス)： togo@xxx.xxx.co.jp

0561-38-3111

事業計画概要書（付表 4：土地の用途の変更・土地の区画形質の変更）

(1) 地目	畑・山林
(2) 事業の予定期間	令和4 年 12 月 1 日から 令和5 年 1 月 31 日まで
(3) 作業予定時間	午前・午後 9 時から午前 午後 5 時まで
(4) 車両台数	4 トン車 10 台・1 日当たり
(5) 排水施設	構造 - 延長 - m

関係機関調整書（事業計画概要書添付用）

項目	注意事項・申請書類等	調整記録
<p><都市計画課></p> <p>1 都市計画法第 53 条の許可 都市計画施設の区域内の 建築 許可要・許可不要</p>	<p>許可要の場合、次の書類の提出が必要。区域内に建築する場合、木造 2 階建て等の制限あり</p> <p><input type="checkbox"/> 許可申請書（都市計画法第 53 条） <input type="checkbox"/> 位置図、平面図、立面図</p>	<p><手続き(申請等)> あり・なし <確認日・職員名></p> <p>R4.7.1 〇〇氏</p>
<p>2 緑化</p> <p>(1) 事業区域面積 1,106.11 m² (2) 緑化面積 m² 割合 % (3) 用途 戸建住宅・ガソリンスタンド・その他</p> <p style="border: 1px dashed red; padding: 2px;">戸建住宅及びガソリンスタンドの場合、3%未満でも可の場合あり。 (東郷セントラル地区の場合別途基準あり)</p>	<p>(1)の 3 %以上の緑化が必要（小規模開発等事業を除く）。ただし、特定土地利用等事業のうち、(1)が 0.3ha 以上の場合は 5 %以上の緑化が必要。</p> <p>(3)が戸建住宅・ガソリンスタンド・駐車場の場合は、3 %未満でも可の場合あり。</p> <p>注) 都市計画法第 29 条の開発行為、地区計画、建築協定、工場立地法に該当する場合、別基準（上乘せ）の場合あり。</p>	<p><該当> あり・なし <確認日・職員名></p> <p>//</p>
<p>3 駐車場</p> <p>(1) 戸数 5 戸 (2) 台数 5 台 (3) 区画 間口 2.5 m 奥行 6.0 m (4) 用途 戸建住宅・社宅等 ・その他 () (5) 駐車マスの面積の合計 75.0 m²</p>	<p>(1)、(2) 1 戸に対し 1 台必要</p> <p>(3)間口 2.5m以上奥行き 5 m以上</p> <p>(4)用途が戸建住宅の場合は、(3)の適用がない。</p> <p>(4)用途が社宅等の場合は、(3)の適用がない場合あり。</p> <p>(5)一般公共用に供する駐車マスの面積の合計が 500 m²以上の場合は、駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）の手続が必要な場合あり。</p>	<p><手続き(申請等)> あり・なし <確認日・職員名></p> <p>//</p>
<p>4 電波障害</p> <p>(1) 最高の高さ m (2) 調査 必要・不要</p>	<p>(1)10m超のときは、調査が必要</p>	<p><該当> あり・なし <確認日・職員名></p> <p>//</p>
<p>5 集会施設</p> <p>(1) 用途 集合住宅 ・その他 ()</p>	<p>(1)、(2)50 戸以上の集合住宅を建築するときは、計画戸数×0.5 m²以上の有効面積の集会室設置が必要</p>	<p><該当> あり・なし <確認日・職員名></p> <p>//</p>

(2) 戸数	戸		
(3) 集会室の面積	m ²		
6 地区計画		(1)、(2)区域内で該当する行為をするときは、届出が必要 <input type="checkbox"/> 地区計画の区域内における行為の届出書 注) 条例の規定より地区計画の制限を優先して適用	<手続き(申請等)> あり なし <確認日・職員名> //
(1) 区域 区域内・ 区域外			
(2) 行為 建築物の建築・土地の区画形質の変更 ・その他 ()			
7 建築協定		(1)、(2)区域内で該当する行為をするときは、申請が必要 <input type="checkbox"/> 建築協定承認申請書 注) 条例の規定より建築協定の制限を優先して適用	<手続き(申請等)> あり なし <確認日・職員名> //
(1) 区域 区域内・ 区域外			
(2) 行為 建築物の建築・土地の区画形質の変更・その他			
8 宅地造成等規制法		申請の要否は、<愛知県尾張建設事務所建築課> 2 宅地造成等規制法で確認	<該当> あり ・なし <確認日・職員名> //
区域内 ・区域外			
9 東郷町土採取規制条例		(1)1,000 m ² 以上の場合、(2)1,000 m ³ 以上の場合、許可が必要な場合あり <input type="checkbox"/> 土採取事業許可申請書	<手続き(申請等)> あり なし <確認日・職員名> //
(1) 面積	m ²		
(2) 土量	m ³		
10 都市再生特別措置法		(1)の区域外で3戸以上の住宅の建築等をするとき、(2)の区域外で眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科整形外科の医療機関、ショッピングモールの建築等をするときは、届出が必要	<手続き(申請等)> あり なし <確認日・職員名> //
(1) 居住誘導区域 区域内・ 区域外			
(2) 都市機能誘導区域 区域内・ 区域外			
11 土地区画整理事業施行		(1)、(2)区域内で該当する行為をするときは、申請が必要 <input type="checkbox"/> 土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書	<手続き(申請等)> あり なし <確認日・職員名> //
(1) 区域 区域内・ 区域外			
(2) 行為 建築物の建築・土地の形質の変更・その他			

<p>12 国土利用計画法</p> <p>(1) 土地の面積 1,106.11 m²</p> <p>(2) 区域区分 <input checked="" type="checkbox"/>市街化区域 市街化調整区域</p>	<p>(1)、(2)市街化区域 2,000 m²以上、市街化調整区域 5,000 m²以上の土地の取引は届出が必要</p> <p><input type="checkbox"/>土地売買等届出書</p>	<p><手続き(申請等)> あり・<input checked="" type="checkbox"/>なし <確認日・職員名> //</p>
<p>13 公有地の拡大の推進に関する法律</p> <p>(1) 土地の面積 1,106.11 m²</p> <p>(2) 区域区分 <input checked="" type="checkbox"/>市街化区域・市街化調整区域</p> <p>(3) 都市計画施設(都市計画道路等)含む <input checked="" type="checkbox"/>含まない</p>	<p>(1)、(2)、(3)都市計画施設(都市計画道路等) 含め合計 200 m²以上の土地又は市街化区域 5,000 m²以上の土地を有償譲渡するときは、届出が必要</p> <p><input type="checkbox"/>土地有償譲渡届出書</p>	<p><手続き(申請等)> あり・<input checked="" type="checkbox"/>なし <確認日・職員名> //</p>
<p>14 接道</p>	<p>特定土地利用等事業の場合、事業区域が接する道路は、建築基準法第 42 条第 1 項に規定する道路である必要がある。</p>	<p><該当> あり・<input checked="" type="checkbox"/>なし <確認日・職員名> //</p>
<p>15 排水の放流先</p>	<p>排水の放流先として、地下浸透式は原則認められない。</p>	<p><該当> あり・<input checked="" type="checkbox"/>なし <確認日・職員名> //</p>
<p><都市整備課></p> <p>1 排水</p> <p>(1) 接続箇所数 5 箇所</p> <p>(2) 接続先 <input checked="" type="checkbox"/>道路側溝 <input type="checkbox"/>水路(排水路) <input type="checkbox"/>その他()</p> <p>(3) 接続先管理者 <input checked="" type="checkbox"/>東郷町 <input type="checkbox"/>愛知県 <input type="checkbox"/>国 <input type="checkbox"/>その他()</p> <p>(4) 接続の管径 100 mm</p> <p>(5) 最終柵の泥だめ機能 <input checked="" type="checkbox"/>あり・<input type="checkbox"/>なし</p> <p>(6) 流出雨水量</p>	<p>(1)接続箇所は原則 1 箇所(宅地分譲等の場合は各戸原則 1 箇所)</p> <p>(2)、(3)接続先管理者の許可申請等</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請等の要否 <input checked="" type="checkbox"/>必要 <input type="checkbox"/>不要 申請等の種類 (接続先管理者が公共の場合) <input checked="" type="checkbox"/>道路に関する工事の設計及び実施計画承認申請書 <input type="checkbox"/>公共用物に関する工事の設計及び実施計画承認申請書 <input type="checkbox"/>その他() <p>(接続先管理者が公共でない場合)</p> <p><input type="checkbox"/>排水承諾書</p> <p>(4)直 (5)泥</p>	<p><手続き(申請等)> あり・<input checked="" type="checkbox"/>なし <確認日・職員名> R4.7.1 ××氏</p>

土地区画整理事業中の場合は、土地区画整理組合に事前確認の上、「組合」と記入してください。

<input checked="" type="checkbox"/> 事業施行前と同等以下 <input type="checkbox"/> 事業施行前より増加	(6)事業施行前と同等以下の流出雨量であることが必要。	
2 乗入れ (1) 乗入れ箇所数 5 か所 (2) 乗入れ幅 最大 6.0 m (3) 乗入れ角度 90 度 (4) 歩道 あり・なし (5) 接続先 <input checked="" type="checkbox"/> 町道 <input type="checkbox"/> 県道 <input type="checkbox"/> 国道 <input type="checkbox"/> その他 ()	(1)原則 1 か所。ただし、ガソリンスタンド・店舗等の場合は、必要最小限の範囲で 2 か所以上可 (2)車両の種類により異なるが、乗用車等の場合は次のとおり。 フラット・セミフラット式 標準 3 m マウントアップ式 標準 4 m (3)標準 90 度 (4) 接続先管理者の許可申請等 ・申請等の要否 <input checked="" type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要 ・申請等の種類 <input checked="" type="checkbox"/> 道路に関する工事の設計及び実施計画承認申請書 <input type="checkbox"/> 公共用物に関する工事の設計及び実施計画承認申請書 <input type="checkbox"/> その他 () ・申請の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 側溝蓋かけ <input type="checkbox"/> 歩道切下げ <input type="checkbox"/> その他 ()	<手続き(申請等)> あり・なし <確認日・職員名> //
3 駐車場の形態 (1) 台数 合計 5 台 (2) 自動車の種類 A型(乗用車・小型貨物) 5 台 B型(普通貨物 6.5t 積以下) 台 C型(大型・中型貨物 6.5 t 積を超える) 台 (3) 駐車時の出入りの形態 <input checked="" type="checkbox"/> 事業区域内の通路から出入り <input type="checkbox"/> 道路から直接出入り <input type="checkbox"/> その他 () (4) 道路の車道部に直接出入りできる駐車枠(ハーモニカ型駐車) <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし	(3)駐車時は、事業区域内に通路を設けるなど、車両を事業区域内で切り返しができるように計画 (4)やむを得ず道路から直接出入りする場合は、連続 4 台以上になる場合は、車間空地 3 台ごとに 0.5m以上 1 m 以下の間隔を設ける 連続台数 台 車間空地 箇所 車間空地幅 最低 m～最大 m (5)歩道ありのときは、連続 4 台以上の駐車枠は設置不可	<手続き(申請等)> あり・なし <確認日・職員名> //

<input type="checkbox"/> 連続3台以下 <input type="checkbox"/> 連続4台以上 (5) 歩道 あり・なし		
4 新設道路 (1) 幅員 最低 6.0 m (2) 勾配 縦断・最大 6 % 横断・最大 2 % (3) 隅切り・1辺 3 m (4) 接続道路 ア 種別 町道 イ 幅員 6.5 m (5) 町へ帰属予定 あり・なし (6) 交通安全施設 ア 防護柵 あり・なし イ 道路照明施設 あり・なし ウ 視線誘導標 あり・なし エ 道路反射鏡 あり・なし オ 区画線 あり・なし	(1)幅員6m以上が原則。次のいずれかに該当すれば、有効幅員4m以上も可 <input type="checkbox"/> 区域面積0.3ha未満 <input type="checkbox"/> 新設道路延長50m未満 <input type="checkbox"/> 住宅目的の街区内の区画道路で、延長予定がない120m未満 (2)縦断 最大12%を超えない。 横断 標準2% (3)交差角度90度は標準3m以上 (4)ア種別には、「県道」「町道」等を表示、幅員は4m以上必要 (5)帰属予定ありのときは、行き止まり等 (6)開発道路を作る場合は、32条協議が必要です。 場合の申請等 <input type="checkbox"/> 都市計画法第32条の規定に基づく協議申請書 <input type="checkbox"/> 土地寄附申込書 <input type="checkbox"/> その他() (6)町が警察と協議し必要な施設を決定 注)全ての項目について、東郷町道路構造の技術的基準を定める条例、愛知県開発許可基準に適合する必要あり	<手続き(申請等)> あり・なし <確認日・職員名> //
5 新設排水施設 (1) 規格 <input type="checkbox"/> 道路側溝(集水桝含) <input type="checkbox"/> 水路(排水路) <input type="checkbox"/> 調整池 <input type="checkbox"/> その他() (2) 蓋かけ あり・なし (3) 接続排水路 あり・なし (4) 町へ帰属予定	(4)帰属する場合の申請等 <input type="checkbox"/> 都市計画法第32条の規定に基づく協議申請書 <input type="checkbox"/> 土地寄附申込書 <input type="checkbox"/> 道路に関する工事の設計及び実施計画承認申請書 <input type="checkbox"/> 公共用物に関する工事の設計及び実施計画承認申請書 <input type="checkbox"/> その他()	<手続き(申請等)> あり・なし <確認日・職員名> //

あり・なし		
<p>6 特定都市河川浸水被害対策法</p> <p>(1) 事業区域面積1,106.11 m²</p> <p>(2) 特定都市河川流域</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>流域内（事業区域の一部も含）</p> <p><input type="checkbox"/>流域外</p>	<p>(1)面積が 500 m²以上で、(2)が流域内のときは、許可申請が必要な場合あり</p> <p>申請の要否は、＜愛知県尾張建設事務所河川整備課＞ 1 特定都市河川浸水被害対策法で確認</p>	<p>＜該当＞</p> <p>あり・なし</p> <p>＜確認日・職員名＞</p> <p>//</p>
<p>7 土地</p> <p>(1) 官民境界の確定資料</p> <p>あり・なし</p>	<p>(1)接道が建築基準法第 42 条第 2 項道路のときは、後退協議の手続きが必要</p> <p>注) 地区計画道路の場合は、東郷町地区計画道路の整備に関する条例第 6 条の規定に基づき、寄附又は使用貸借のいずれかの方法とする。</p>	<p>＜手続き(申請等)＞</p> <p>あり・なし</p> <p>＜確認日・職員名＞</p> <p>//</p>
<p>8 砂防法</p> <p>(1) 砂防指定区域</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>指定区域内（事業区域の一部も含）</p> <p><input type="checkbox"/>指定区域外</p>	<p>規制区域内で土石、砂礫等の採取等を行うとき等は、許可申請が必要な場合あり</p> <p>申請の要否は、＜愛知県尾張建設事務所維持管理課＞ 1 砂防法で確認</p>	<p>＜該当＞</p> <p>あり・なし</p> <p>＜確認日・職員名＞</p> <p>//</p>
<p>＜下水道課＞</p> <p>1 公共下水道</p> <p>(1) 供用開始区域</p> <p>区域内 区域外</p> <p>以下、区域内の場合に記入</p> <p>2 排水設備の設置</p> <p>(1) 既設取付管</p> <p>あり(3か所)・なし</p> <p>(2) 公共ますの設置</p> <p>5 か所</p> <p>宅地造成のみの事業計画の場合は、公共ますの設置は認められないため、取付管を新設するときはキャップ止めすること。(0か所と記入)</p> <p>(3) 公共ますの設置位置</p> <p>官民境界から 1 m以内</p> <p>(4) 汚水の種類</p>	<p>2(1)について</p> <p>既設取付管がある区画については、既設取付管を使用し、工事着手前に、「排水設備等確認・変更確認申請書」</p> <p>「排水設備等確認・変更確認申請書」</p> <p>こと。</p> <p>既設取付管がない区画については、</p> <p><input type="checkbox"/>取付管のみ先行設置する場合、「公共下水道に関する工事又は施設の維持管理承認申請書」にて取付管のみ承認工事にて設置</p> <p>↓</p> <p>取付管設置完了後、宅内工事着手前に「排水設備等確認・変更確認申請書」を提出すること。</p> <p>又は、</p> <p><input type="checkbox"/>建築時に宅内排水設備と同時に取り</p>	<p>＜手続き(申請等)＞</p> <p>あり・なし</p> <p>＜確認日・職員名＞</p> <p>R4.7.1</p> <p>☆☆氏</p>

<p>生活汚水 事業系・その他()・造成のみ</p> <p>(5) 除外施設の設置予定あり・なし・造成のみ</p> <p>(6) 特定施設の設置予定あり・なし・造成のみ</p> <p>※特定施設…水質汚濁防止法施行令第1条及びダイオキシン類対策特別措置法施行令第1条で示されている施設</p>	<p>付管を設置する場合、工事着手前に「汚水ます設置届」及び「排水設備等確認・変更確認申請書」を提出すること。</p> <p>(※既設取付管がない区画がある場合、いずれかの□に✓を記載すること。)</p> <p>各申請書は必ず工事着手前に提出すること。</p>	
<p><産業振興課></p> <p>1 農地法</p> <p>(1) 農地転用</p> <p><input type="checkbox"/>許可が必要</p> <p><input type="checkbox"/>届出が必要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>不要</p>	<p>登記の地目又は現況が田・畑等の農地のときは、次の書類の提出が必要</p> <p><input type="checkbox"/>農地法第4条(第5条)許可申請書</p> <p><input type="checkbox"/>農地法第4条(第5条)届出書</p>	<p><手続き(申請等)>あり・なし</p> <p><確認日・職員名></p> <p>R4.7.1</p> <p>□□氏</p>
<p>2 農業振興地域の整備に関する法律</p> <p>(1) 農振農用地区域</p> <p>区域内・区域外</p> <p>(2) 農振除外の見込みあり・なし</p>	<p>(1)で農振農用地区域内のときは、次の申出が必要</p> <p><input type="checkbox"/>農用地利用計画変更申出書</p> <p>注) 除外できない場合あり</p>	<p><手続き(申請等)>あり・なし</p> <p><確認日・職員名></p> <p>//</p>
<p>3 農業用施設</p> <p>(1) 農業用施設あり・なし</p> <p>(2) 付け替えの必要性あり・なし</p>	<p>(1)、(2)区域に農業用施設があるときは、使用の実態を確認し、付け替えの必要性を確認</p> <p><input type="checkbox"/>位置図、平面図及び施設構造図</p>	<p><該当>あり・なし</p> <p><確認日・職員名></p> <p>//</p>
<p>4 森林法</p> <p>(1) 地域森林計画対象民有林の指定あり・なし</p> <p>(2) 面積</p> <p>1 ha 超・1 ha 以下</p>	<p>(1)伐採等をするときには、次の届出が必要</p> <p><input type="checkbox"/>伐採及び伐採後の造林の届出</p> <p><input type="checkbox"/>森林の土地所有者変更届</p> <p>(2)1 ha を超える面積の場合、次の申請が必要(太陽光発電施設設置目的の場合は0.5ha)</p> <p><input type="checkbox"/>林地開発許可申請書</p> <p>(事前に尾張農林水産事務所林務課と要調整)</p>	<p><手続き(申請等)>あり・なし</p> <p><確認日・職員名></p> <p>//</p>

<p>5 工場立地法 製造業等の工場の場合</p> <p>(1) 敷地面積 m² (2) 建築面積 m²</p>	<p>(1)9,000 m²以上、(2)3,000 m²以上のときは、届出が必要</p>	<p><手続き(申請等)> あり(なし) <確認日・職員名> //</p>
<p><生涯学習課></p> <p>1 埋蔵文化財 あり(なし)</p>	<p>埋蔵文化財がある場合、工事着手60日前に届出が必要な場合あり <input type="checkbox"/>文化財保護法第93条に基づく届出</p>	<p><手続き(申請等)> あり(なし) <確認日・職員名> R4.7.1 ■■氏</p>
<p><環境課></p> <p>1 ごみ集積施設</p> <p>(1) 戸数 5 戸 (2) 用途 住宅・その他() (3) 面積 3.18 m² (4) 町への帰属予定 あり(なし)</p>	<p>(1)、(2)5戸以上の住宅を建築するときは、設置が必要 (3)最低面積2.4 m²以上(間口1.6m以上×奥行1.5m以上) (4)帰属には、分筆等が必要</p>	<p><該当> あり(なし) <確認日・職員名> R4.7.1 ●●氏</p>
<p>2 騒音・振動</p> <p>(1) 施設の設置 あり(なし) (2) 用途 工場・その他(住宅)</p>	<p>施設を新設するときは、次の届出が必要な場合あり(騒音規制法・振動規制法・県民の生活環境の保全等に関する条例) <input type="checkbox"/>特定施設設置届出書</p>	<p><手続き(申請等)> あり(なし) <確認日・職員名> //</p>
<p>3 東郷町土質等規制条例 面積 m²</p>	<p>1,000 m²以上の場合は、許可が必要な場合あり <input type="checkbox"/>土の埋立て等許可申請書</p>	<p><手続き(申請等)> あり(なし) <確認日・職員名> //</p>
<p><安全安心課></p> <p>1 消防水利</p> <p>(1) 区域面積 1,106.11 m² (2) 階数 地上 1 階 (3) 延べ面積 500 m² (4) 施設 <input type="checkbox"/>防火水槽 基 <input type="checkbox"/>消火栓 か所</p>	<p>(1)、(2)、(3)区域面積3,000 m²以上、地上5階以上、延べ面積6,000 m²以上のいずれかに該当するときは、消防水利の設置が必要(120m(近隣商業地域、商業地域、工業地域及び工業専用地域は、100m)以内に消防水利があるときは、対象外) (4)防火水槽の設置割合は、消火栓：防火水槽=3：1以上</p>	<p><該当> あり(なし) <確認日・職員名> R4.7.1 ▲▲氏</p>

<p>2 消防活動用空地</p> <p>(1) 階数 1 階</p> <p>(2) 最上階の床の高さ4.0 m</p> <p>(3) 空地の規模 幅 m 長さ m</p> <p>(4) 進入路 幅 m</p>	<p>(1)、(2)地上4階以上・最上階の床の高さ10m超のいずれかに該当するときは、消防活動用空地の設置が必要</p> <p>(3)幅6m以上×長さ12m以上</p> <p>(4)幅：はしご自動車が容易に進入できる幅</p>	<p><該当> あり・なし <確認日・職員名> //</p>
<p>3 消防施設の配置等の確認 (確認先は尾三消防本部東郷消防署予防課)</p>	<p>1の消防水利及び2の消防活動用空地の設置が不要の場合、尾三消防本部東郷消防署予防課への確認は不要</p>	<p><該当> あり・なし <確認日・職員名> //</p>
<p>4 防犯灯 新設道路 延長 1 m</p>	<p>延長25m以上のときは、新設が必要(一部区域を除く。)</p>	<p><該当> あり・なし <確認日・職員名> //</p>
<p><学校教育課></p> <p>1 大型自動車の通行経路 通学路あり・通学路なし 東郷小：通学路あり 東郷中：通学路なし</p>	<p>通学時間帯の大型自動車の通学路の通行は、原則不可</p>	<p><該当> あり・なし <確認日・職員名> R4.7.1 ◆◆氏</p>
<p><尾三消防本部東郷消防署予防課></p> <p><input type="checkbox"/>消防施設の配置等の確認</p>	<p>再掲。消防水利、消防活動用空地の設置が必要な場合、その配置等について確認をする。</p> <p style="border: 1px dashed red; padding: 5px; color: red;">関係機関等と調整することなく、手続き等の有無を判断した場合は「自己判断」に✓を記入する。</p>	<p><該当> あり・なし (<input checked="" type="checkbox"/>自己判断) <確認日> R4.7.1 <職員名> ※自己判断時不要</p>
<p><愛知中部水道企業団給水課></p> <p><input type="checkbox"/>給水管理者の確認</p>		<p><該当> あり・なし (<input type="checkbox"/>自己判断) <確認日> R4.7.4 <職員名> ※自己判断時不要 △□氏</p>
<p><愛知県都市計画課></p>		<p><手続き(申請等)></p>

<p>1 愛知県土地開発指導要綱に係る事前協議</p> <p>(1) 1 ha 以上の開発行為 該当・非該当</p>	<p><input type="checkbox"/>土地開発行為協議申出書</p>	<p>あり・なし (<input checked="" type="checkbox"/>自己判断) 〈確認日〉 R4.7.1 〈職員名〉 ※自己判断時不要</p>
<p><愛知県住宅計画課></p> <p>1 人にやさしい街づくりの推進</p> <p>(1) 届出の要否 必要・不要</p>	<p><input type="checkbox"/>特定施設整備計画届出書 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>	<p><手続き(申請等)> あり・なし (<input checked="" type="checkbox"/>自己判断) 〈確認日〉 R4.7.1 〈職員名〉 ※自己判断時不要</p>
<p><愛知県尾張建設事務所建築課></p> <p>1 都市計画法</p> <p>(1) 開発許可 (法第 29 条) 必要・不要</p> <p>(2) 新築等許可 (法第 43 条) 必要・不要</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>開発行為許可申請書 <input type="checkbox"/>建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書</p>	<p><手続き(申請等)> あり・なし (<input type="checkbox"/>自己判断) 〈確認日〉 R4.7.1 〈職員名〉 ※自己判断時不要 ×●氏</p>
<p>2 宅地造成等規制法</p> <p>(1) 申請の要否 申請必要 申請不要</p>	<p><input type="checkbox"/>宅地造成に関する工事の許可申請書</p>	<p><手続き(申請等)> あり・なし (<input type="checkbox"/>自己判断) 〈確認日〉 R4.7.1 〈職員名〉 ※自己判断時不要 //</p>
<p><愛知県尾張建設事務所維持管理課></p> <p>1 砂防法</p> <p>(1) 砂防指定区域 区域内(事業区域の一部も含)・区域外</p> <p>(2) 申請の要否 必要・不要</p>	<p><input type="checkbox"/>砂防指定地内行為許可申請書 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>	<p><手続き(申請等)> あり・なし (<input type="checkbox"/>自己判断) 〈確認日〉 R4.7.4 〈職員名〉 ※自己判断時不要 ○×氏</p>
<p><愛知県尾張建設事務所河川整備課></p>	<p><input type="checkbox"/>雨水浸透阻害行為許可申請書</p>	<p><手続き(申請等)> あり・なし</p>

<p>1 特定都市河川浸水被害対策法</p> <p>(1) 特定都市河川流域 流域内(事業区域の一部も含)・流域外</p> <p>(2) 申請の要否 必要・不要</p>	<p>□その他 ()</p>	<p>(□自己判断)</p> <p><確認日></p> <p>R4.7.4</p> <p><職員名></p> <p>※自己判断時不要</p> <p>◇◆氏</p>
<p><愛知県尾張農林水産事務所林務課></p> <p>1 森林法 保安林の該当 あり なし</p>		<p><該当></p> <p>あり なし</p> <p>(☑自己判断)</p> <p><確認日></p> <p>R4.7.1</p> <p><職員名></p> <p>※自己判断時不要</p>
<p><愛知県尾張県民事務所環境保全課></p> <p>1 土壌汚染対策法</p> <p>(1) 届出の要否 必要 不要</p>	<p>3,000 m²以上の土地の区画の形質の変更のとき、次の届出が必要な場合あり</p> <p>□一定の規模以上の土地の形質の変更届出書</p>	<p><手続き(申請等)></p> <p>あり なし</p> <p>(□自己判断)</p> <p><確認日></p> <p>R4.7.4</p> <p><職員名></p> <p>※自己判断時不要</p> <p>※※氏</p>

注1) この概要書の説明欄に記載されている内容は、東郷町における開発等事業を実施するために必要な基本的なものを記載しています。この概要書に記載されている条件に全て適合する場合でも、事前協議によって条例の基準に適合しないことが分かることがあります。

2) 選択項目については、該当部分に○を記入又は□に☑をしてください。